

意見書案第 2 号

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案
上記の意見書案を提出する。

平成 28 年(2016 年)10 月 13 日

提出者	山田 多津子
賛成者	谷口 典隆
賛成者	辻 真理子
賛成者	赤井 康彦
賛成者	上杉 正敏
賛成者	馬場 和子

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断・治療を目的に滋賀県、そして県内ほとんどの市町は県制度と連携を図りながら、住民の願いに応じて福祉医療制度を充実させてきました。滋賀県内では高校生まで助成を拡大している豊郷町をはじめ、多くの自治体で中学校卒業まで助成を拡大しており、本市では就学前まで医療費完全無料化となっています。そして現在では、全国すべての自治体が地方単独の医療費助成を実施するまでになっています。

一方、国はこのような地方自治体の現物支給方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費への波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来、国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じています。滋賀県の福祉医療全体では、県と市町で総額約 6 億 571 万円（推計）、彦根市では約 8,270 万円（推計）、その内、乳幼児から就学前までの福祉医療では約 1,000 万円（推計）が減額の対象となっています。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化・人口減少対策に逆行するものと言わざるを得ま

せん。

少子化がもたらす影響というものははかり知れないものがあり、若い世代が安心して結婚・子育てできる環境整備が不可欠です。また、子育てに係る負担を軽減するなど、少子化対策を抜本的に強化する必要があり、そのための施策を一步ずつ進めているところです。

国においては、全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年(2016 年)10 月 13 日

彦根市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿